

# 令和7年第4回東海村議会定例会提出議案説明要旨

令和7年12月1日

令和7年第4回東海村議会定例会に提出いたしました  
議案の概要について、御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例の改正4件、補正予算  
6件、指定管理者の指定6件、指定管理者の指定期間の変更  
1件の合計17件でございます。

**議案第104号** 児童福祉法等の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまし  
ては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、  
所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例を  
制定するものでございます。

**議案第105号** 東海村職員等の旅費に関する条例の  
一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員等の  
旅費に関する法律の一部改正に伴い、同法に準じた取扱いと  
している職員等の旅費につきましても、当該改正内容に  
応じた規定の見直しを行うため、条例の一部を改正するもの  
でございます。

議案第106号 東海村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合に、給水装置の迅速な復旧等を可能とするため、給水装置工事の施行者に係る特例を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第107号 東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第108号 令和7年度東海村一般会計補正予算（第5号）につきましては、予算総額に、歳入歳出それぞれ  
1億8,555万9千円を追加し、予算総額を  
244億109万5千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、茨城県二次医療救急医療圏水戸地域における補助対象病院への補助金の交付、中央土地区画整理事業の進捗を図るための繰り出し、

実績額の確定による交付金の返還等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

**議案第109号 令和7年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）**につきましては、予算総額に、歳入歳出それぞれ366万2千円を追加し、予算総額を30億6,537万4千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、令和7年10月の人事配置に伴う一般職人件費の増加及び過年度交付金の返還に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

**議案第110号 令和7年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**につきましては、予算総額に、歳入歳出それぞれ7,210万7千円を追加し、予算総額を7億5,193万3千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に係る年間支出見込額の増加に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

**議案第111号 令和7年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）**につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

**議案第112号 令和7年度水戸・勝田都市計画事業  
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、予算総額に、歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、予算総額を7億5,242万5千円とするものでございます。**

補正の内容につきましては、中央土地区画整理事業の進捗を図るため、必要な予算措置を講じるものでございます。

**議案第113号 令和7年度東海村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。**

**議案第114号から議案第119号までの指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。**

議案第114号は、東海文化センター、  
議案第115号は、東海駅コミュニティ施設、  
議案第116号は、東海村スポーツ施設につきまして、  
それぞれの指定管理者に公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団を指定するもの、

議案第117号の舟石川学童クラブ（分室）につきましては、指定管理者にテルウェル東日本株式会社を指定するもの、議案第118号の東海村病児・病後児保育施設及び議案第119号の村立東海病院につきましては、指定管理者に公益社団法人地域医療振興協会を指定するものでございます。

議案第120号 指定管理者の指定期間の変更につきましては、阿漕ヶ浦公園の指定管理者として、環境保全事業株式会社により、公園全体が一括して管理されているところ、管理区分を有料施設と有料施設以外に分けて、それぞれ指定管理者を指定する検討を進めており、準備が整うまでの間、現在の指定管理者に管理運営を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出いたしました議案について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、条例の改正4件、補正予算5件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約締結事項中の変更3件、

指定管理者の指定1件を追加提出いたしたく準備中でございます。

後ほど提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。